

令和5(2023)年度 県南環境森林事務所の概要



関東ふれあいの道「麦笛のみち」の風景（栃木市）

栃木県県南環境森林事務所

〒327-8503 栃木県佐野市堀米町607 栃木県庁安蘇庁舎内
TEL 0283-23-1441(代表) FAX 0283-22-5113
E-mail : kennan-ksj@pref.tochigi.lg.jp

目 次

I 事務所の概要

- 1 概要 1
- 2 業務指針 2
- 3 組織及び業務分担 2

II 施策の概要

- 1 気候変動対策の推進
 - (1) 環境保全活動の推進 3
 - (2) 緑づくりの推進 3
- 2 良好な生活環境の保全と循環型社会の形成
 - (1) 大気・水・土壌環境の保全 5
 - (2) 廃棄物の適正処理の促進 5
- 3 豊かな自然環境の保全とふれあい活動の推進
 - (1) 自然公園の保護と利用 6
 - (2) 生物多様性の保全 7
 - (3) 野生鳥獣の保護管理と安全な狩猟 8
- 4 林業・木材産業の成長産業化
 - (1) とちぎ材の安全供給体制の構築 9
 - (2) とちぎ材の需要拡大と利用促進 10
 - (3) 野生獣による食害等の獣害対策の推進 10
 - (4) きのこの生産振興 11
- 5 多様で元気な環境の森づくり
 - (1) 多様で元気な森づくり 12
 - (2) 次世代につなぐ元気な森づくり 13

I 事務所の概要

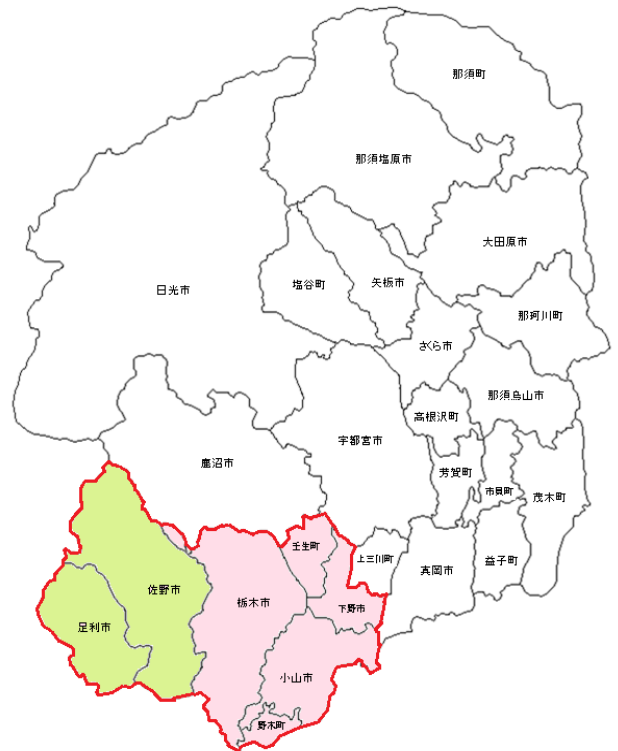
1 概要

当事務所は佐野市の安蘇庁舎内にあり、県の南西部の5市2町を所管しています。管内面積は約12万ヘクタール（県土面積の19％）で、人口は約70万人（県全体の37％）です。

管内の北西部は森林地帯が多く、その面積は約4万ヘクタールで、このうち民有林が96％を占めています。戦後、拡大造林が積極的に進められた結果、その52％がスギやヒノキなどの人工林となっており、人工林率の高い佐野市（61％）・栃木市（46％）・足利市（44％）を中心に県南林業地を形成しています。

管内の山岳部には3カ所の県立自然公園（足利、唐沢山、太平山）及び8カ所の自然環境保全地域が、平野部には3カ所の緑地環境保全地域が設定されています。

足利市・佐野市・小山市をはじめとした平野部の幹線道路沿いには市街地が形成され、多くの商業施設や企業・工場が立地しています。工業事業所は県全体の44％を占め、中小企業の多いことが特徴となっています。



県南環境森林事務所所管区域

管内の人口と土地利用等

区分 市町	面積 (ha)	人口 (人)	事業所数	森林面積 (ha)		林野率 (%)	民有人工 林率 (%)	林業経 営体数
				民有林	国有林			
足利市	17,776	141,330	479	7,695	241	44.6	43.8	9
栃木市	33,150	152,802	378	8,363		25.2	46.1	14
佐野市	35,604	114,129	389	20,537	1,252	61.2	61.1	37
小山市	17,175	166,653	276	541		3.1	5.2	1
下野市	7,459	59,432	96	301		4.0	6.3	
壬生町	6,106	38,953	87	374		6.1	8.6	3
野木町	3,027	24,541	57	212		7.0	12.3	
計	120,297	697,840	1,762	38,023	1,494	32.8	52.3	64
管内の割合	18.8%	36.6%	45.1%	17.3%	1.2%			6.3%
栃木県	640,809	1,908,380	3,903	220,177	127,727	54.3	55.7	1,015

- ・面積・人口＝栃木県広報課（2022.10.1 現在）
- ・事業所数＝栃木県の工業（従業員4人以上、2021.6.1 現在）
- ・森林面積・民有人工林率＝栃木県森林・林業統計書（2022.3.31 現在）
- ・林業経営体数＝2020 農林業センサス（2020.2.1 現在）

2 業務指針

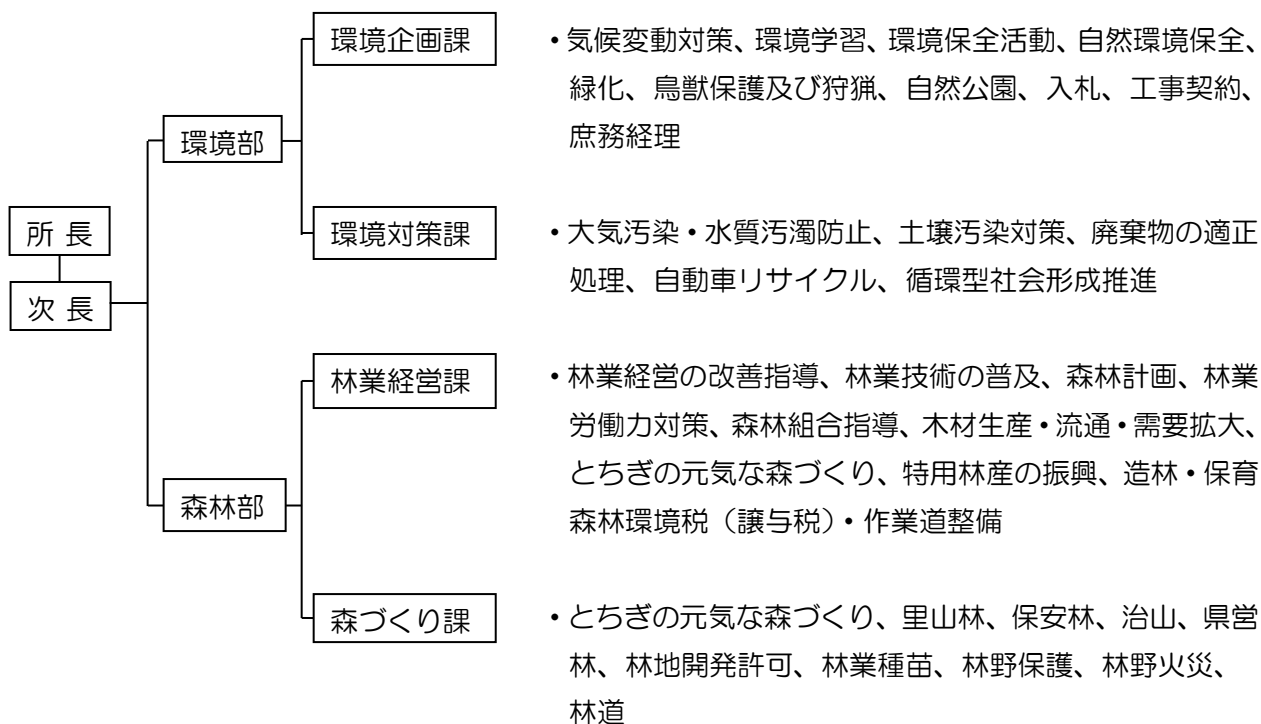
環境分野においては、2050年カーボンニュートラルの実現と気候変動への適応に向けた温室効果ガス排出削減対策等への取組や、資源循環型地域社会の実現に向けた廃棄物の適正処理、資源循環の着実な推進が求められています。

また、森林分野においては、林地荒廃防止や水源涵養など森林の公益的機能を維持しながら「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を図り、災害に強い健全な森づくりを進めるとともに、山村地域の雇用・所得の拡大及び定住化を図り、地域経済の活性化に寄与しながら、とちぎの元気な森を100年先の未来へ引き継いでいくことが求められています。

これらを背景として、当事務所では

- 脱炭素社会の構築のため、県民・事業者・団体・市町等と連携した環境保全活動により、温室効果ガス排出削減対策等を推進します。
- 資源循環型地域社会の実現に向けて、大気や水環境の汚染防止、廃棄物の適正処理対策等を推進し、地域環境の保全に努めます。
- 自然公園の適正な利用や生物多様性の保全、総合的な獣害対策により優れた自然環境の保全を図ります。
- 森林資源の循環利用促進と未来技術を活用したスマート林業の導入による林業・木材産業の成長産業化を推進します。
- 林地荒廃防止機能など公益的機能が発揮できる健全な森林をつくるため、森林資源の適切な管理、計画的な整備・保全を推進します。

3 組織及び業務分担



Ⅱ 施策の概要

1 気候変動対策の推進

「2050年カーボンニュートラル実現」には、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と気候変動による影響の回避・軽減対策（適応策）を車の両輪として推進していくことが不可欠です。

そのためには県民一人ひとりの理解促進が必要であり、地域活動への支援等を通じて環境意識の向上に取り組んでいます。

（1）環境保全活動の推進

地域との調和が図られた太陽光発電施設等が導入されるよう、設置指導窓口となる市町からの相談に対応するとともに、市町が注視する施設については合同でパトロールを行っています。

☆主な取組：太陽光発電施設のパトロール



太陽光発電施設のパトロール（小山市）

（2）緑づくりの推進

市町や関係団体と連携して緑づくりの普及啓発活動を実施するほか、ボランティアによる森づくり活動への支援など、県、企業、地域住民等の参加による緑づくり活動を推進しています。

☆主な取組：地域で「みどり」のおもてなし事業
：企業等による森づくりへの支援



地域で「みどり」のおもてなし事業による植樹・苗木配布（野木町）



企業等の森づくり（管内）

	企業・団体名	活動場所	森林の名称	協定日・協定期間	活動内容
1	下野新聞 「とちぎ森づくり通信」 フ・07・E1外M3ハ-	栃木市 岩舟町小野 寺	下野新聞 「とちぎ森づくり 通信」フ・07・E1外の森	協定日 H23.2.15 更新 R2.3.23 R2.4.1~R7.3.31	下刈 0.51ha
2	(社)栃木県トラック協会	栃木市 岩舟町三谷	トラックの森	協定日 H23.9.20 更新 R5.4.1 R4.4.1~R6.3.31	下刈 0.70ha
3	住友大阪セメント(株)	佐野市 赤見	チーム栃木の森	協定日 H25.8.28 更新 R4.3.25 R4.4.1~R7.3.31	下刈等 0.50ha
4	東武鉄道(株)	壬生町 中泉佐津希	とうぶの森 とちぎ 中央	協定日 H26.1.28 H26.1.28 ~R6.3.31	伐採等 7.97ha
5	メルテック(株)	小山市 荒井	メルテック 希望の 森	協定日 H28.3.18 更新 R3.4.1 R3.4.1~R6.3.31	下刈 0.36ha
6	(株)祥和コーポレーション	佐野市 唐沢山県立 自然公園内	からさわ自然の森	協定日 H29.6.6 更新 R4.3.25 R4.4.1~R9.3.31	伐採、植 栽等 87.4ha
7	初谷建設(株)	佐野市 飛駒町	ハツガイくんの森	協定日 H29.10.19 更新 R4.3.25 R4.4.1~R9.3.31	間伐等 0.76ha
8	三好砒業(株)・みかも千年 の森づくり会	佐野市 戸室町	みよしの森	協定日 H31.3.4 H31.4.1~R6.3.31	間伐等 2.13ha

2 良好な生活環境の保全と循環型社会の形成

公害発生の未然防止や廃棄物の適正処理を指導することにより、良好な生活環境を保全し、循環型社会の形成に努めています。

(1) 大気・水・土壌環境の保全

大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び土壌汚染対策法等に基づき、工場・事業場に対し公害発生未然防止の指導を行っています。

また、異常水質事故（河川への油流出、魚類のへい死等）が発生した場合は、関係機関と連携して発生状況や発生原因の調査等を迅速に実施し、原因者に対し被害拡大防止等の措置を指導しています。

☆主な取組：工場・事業場に対する立入検査

- ：石綿含有事前調査報告等に基づく解体等工事現場に対する立入検査
- ：公害苦情の処理
- ：広報誌等による異常水質事故未然防止の啓発



異常水質（油流出）への対応



工場・事業場への立入検査

(2) 廃棄物の適正処理の促進

廃棄物処理法及び栃木県廃棄物処理指導要綱等に基づき、事業者や廃棄物処理業者等に対し産業廃棄物の適正処理の指導を行っています。

また、不法投棄の監視に努め、不法投棄が判明したときは、事実関係を調査し関係機関と連携しながら行為者等に対し不法投棄物の撤去を指導しています。



不法投棄された建設廃棄物

☆主な取組：事業者や廃棄物処理業者等に対する立入検査

- ：夜間休日の監視パトロール、スカイパトロール、監視カメラ設置

3 豊かな自然環境の保全とふれあい活動の推進

豊かな自然環境や生物多様性を守り、人と自然との共生を図っていくために、地域の自然環境の保全や自然とのふれあい活動を推進しています。

(1) 自然公園の保護と利用

県民ばかりでなく首都圏の人々にとっても緑のオアシスである県立自然公園等の身近な自然を保全するとともに、公園施設の整備を通じ安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しています。

☆主な取組：自然公園施設整備、首都圏自然歩道の整備等



唐沢山県立自然公園からの眺望（佐野市）



太平山県立自然公園からの眺望（栃木市）

管内の県立自然公園

公園名	指定年月日	面積 (ha)	所在地
① 太平山	昭和 30. 3.25	1,079	栃木市
② 唐沢山	昭和 30. 3.25	1,343	栃木市・佐野市
③ 足利	昭和 31.11.13	1,320	足利市
計	計 3 公園	3,742	

管内の首都圏自然歩道

（関東ふれあいのみち：関東地方の1都6県を一周する長距離自然歩道）

コース名（所在市町※）	距離(km)	コース名	距離(km)
① 山なみのみち(足)	8.5	⑦ 桜咲くパノラマのみち(栃)	12.7
② 歴史のまちを望むみち(足)	9.0	⑧ 麦笛のみち(栃)	6.7
③ マンサクの花咲くみち(足)(佐)	14.0	⑨ 風土記のみち(栃)(下)(小)	17.5
④ 松風のみち(佐)(栃)	7.3	⑩ ゆうがおのみち(下)	9.0
⑤ かかしの里・ブドウのみち(栃)	10.8	⑪ アシそよぐ水辺のみち(下)(真)	9.9
⑥ 稜線をたどるみち(栃)	15.2	計 11 路線	120.6

※(足)足利市、(佐)佐野市、(栃)栃木市、(下)下野市、(小)小山市、(真)真岡市は管外

(2) 生物多様性の保全

豊かな生物多様性を次の世代に引き継ぐため、自然環境を大切にする意識を高め、県民との協働により多様な生態系を維持します。

☆主な取組：自然環境保全地域、緑地環境保全地域の保全
：クビアカツヤカミキリ等特定外来生物への対応



クビアカツヤカミキリ防除の指導（足利市）



クビアカツヤカミキリ
（県 HP より）

自然環境保全地域（優れた天然林、野生動植物の生息地等）

地域名	所在地	面積 (ha)	特 質
① 石尊山	足利市	34.71	チャート岩、アカマツ、ツツジ群落
② 出流山	栃木市	58.59	シダ類の自生地
③ 岩舟山		7.35	ミトリアカガ、ヒメウツギ等
④ 氷室	佐野市	773.10	ヒメササユウウチ、サル、シカ、ツキノクニ等
⑤ 作原		1,278.51	ブナ、ナラ等の天然林
⑥ 栃久保		94.97	ハコササユウウチ、コナラ、スギ・ヒノキ人工林
⑦ 長谷場		42.17	ハコササユウウチ、トウキョウササユウウチ等
⑧ 根本沢		61.57	イブナ、ソウジ等の渓谷
計	計 8 地域	2,350.97	

緑地環境保全地域（歴史的、文化的遺産と一体となった良好な緑地等）

地域名	所在地	面積 (ha)	特 質
① 惣社	栃木市	4.66	スギを主体とする神社林
② 星野		2.63	カクリ、セツソウの群生地
③ 国分寺	下野市	2.04	国分寺跡周辺の平地林
計	計 3 地域	9.33	

(3) 野生鳥獣の保護管理と安全な狩猟

人と野生鳥獣との共存を維持するため鳥獣保護管理事業の推進を図り、農林業被害の軽減や豚熱感染拡大の防止に向けた総合的な鳥獣被害対策を推進するとともに、鳥獣の個体数調整に貢献する狩猟が安全に実施されるよう法令等の周知を行っています。

また、近年河川敷で生息を拡大し農業被害を与えているイノシシに対しては、令和元年から有害鳥獣河川敷緩衝帯整備事業等を実施。とちぎ獣害対策アドバイザー事業と連携し、地域ぐるみの鳥獣被害対策への支援を行っています。

☆主な取組：傷病鳥獣の救護及び鳥インフルエンザ・豚熱への対応

- ：適正で安全な狩猟の普及啓発
- ：新たな捕獲の担い手の確保・育成
- ：イノシシ等有害鳥獣捕獲への支援
- ：地域ぐるみの鳥獣被害対策への支援
- ：河川敷内イノシシ対策への支援



とちぎ獣害対策アドバイザー派遣事業（小山市）



整備前



整備中



有害鳥獣河川敷緩衝帯整備事業（小山市思川）

4 林業・木材産業の成長産業化

戦後に植栽された管内のスギやヒノキ林の多くが、利用期である10齢級以上（46年生以上）となっています。

この豊富な森林資源の循環利用を促進し林業・木材産業の成長産業化を図るため、とちぎ材の安定供給体制の構築、とちぎ材の需要創出と利用促進、野生獣による食害等の獣害対策、きのこの生産振興の対策を進めています。

(1) とちぎ材の安定供給体制の構築

施業集約化や皆伐・搬出間伐の促進、生産性向上に資する高性能林業機械等の導入や未来技術の活用によるスマート林業を推進し、林業経営体の経営基盤の強化を図るとともに、特に地域内の林業・木材産業の連携を進め、とちぎ材の安定的な供給体制の構築に努めています。

- ☆主な取組：造林事業やとちぎの元気な森づくり県民税事業による森づくり
- ：関係業種間の協定取引・需給マッチングを支援
- ：皆伐等による生産効率の高い作業システムの実現を支援
- ：事業ロットの拡大や安全で生産効率の高い作業を実現するため、集約化施業、作業道整備、高性能林業機械導入を促進
- ：皆伐・再造林の一貫型施業等の低コスト造林・保育を促進
- ：先進技術の活用による労働負荷の軽減、労働安全の確保、労働生産性の向上等のスマート林業の推進



高性能林業機械の導入



森林3次元計測システム等活用に関する研修

(2) とちぎ材の需要拡大と利用促進

とちぎ材の需要拡大を図るため、県産木材を活用した家づくりを支援するとともに、公共・民間を問わず中・大規模建築物への木材利用を促進するなど、新たな需要の創出に努めています。また、R3施行の都市（まち）の木造化推進法や、とちぎ木づかい条例、とちぎ木材利用促進方針に基づき、県民総ぐるみの県産材利用を促進しています。

☆主な取組：一般住宅に使用する県産出材の用途開発

：住宅、非住宅分野におけるとちぎ材による木造化・木質化を支援

：木材加工流通施設等の整備への支援



民間施設の木造・木質化（壬生町）



木材加工流通施設の整備（佐野市・栃木市）

(3) 野生獣による食害等の獣害対策の推進

林業・木材産業の振興を図り健全な森林を次の世代に引き継ぐには、「植えて、育てて、伐って、利用して、また植える」という森林のサイクルを持続していくことが必要ですが、この循環の障害となる野生獣による被害が多発しています。

そのため、ニホンジカ・ツキノワグマ等による苗木の食害や皮剥き剥皮被害から植栽木を守るための費用に対して支援をしています。

☆主な取組：忌避剤や獣害防止チューブ等による苗木食害対策や、獣害防止ネット等による剥皮被害対策への支援

：有害獣捕獲の推進



獣害防止ネット



獣害防止チューブ

(4) きのこと等の生産振興

産地表示の適正化に関する指導やモニタリング調査の実施など、安全・安心なしいたけ等の生産を支援することで、出荷制限の解除を継続するとともに、販路開拓の支援によりきこの等の生産振興を進めています。

☆主な取組：出荷制限解除の取組を支援

：食の安全・安心のための産地表示の適正化、モニタリング検査

：栃木県きこの・わさび展示品評会出展等の消費拡大対策の実施



原木しいたけ（露地）栽培



菌床しいたけ（施設）栽培



原木しいたけ（施設）栽培



生産振興・消費拡大イベント

5 多様で元気な環境の森づくり

森林は、木材の供給源であると同時に、水や空気を育み、災害を防ぎ、安らぎを与えるなど、私たちの生活にとって大切な働きをしています。

このような大切な森林を守り、育て、未来へつなぐため、治山事業等の実施のほか、保安林の指定等により公益的機能を発揮できる「元気な森づくり」を推進しています。

(1) 多様で元気な森づくり

健全な森林を育成するため、適時適切な森林施業、針葉樹の再造林や広葉樹への樹種転換を促進するとともに、保安林については、公益的機能の高度発揮を図るため、保全が必要な森林には治山事業を実施して森林機能の回復や維持増進に努めています。

また、森林経営管理制度及び森林環境譲与税による市町の取組を支援し、森林所有者が自ら経営管理できない森林の適正な整備・管理を促進しています。

頻発化・激甚化する豪雨に備えるため防災・減災に向けた治山対策、森林資源の循環利用や森林管理の促進等による「災害に強い森づくり」を進めています。

また、ナラ枯れ被害の拡大を抑制するため、市町と協力して早期発見・早期駆除による被害拡大防止を図るとともに健全木の予防、枯死木の倒木等による危険回避のための駆除を実施しています。

☆主な取組：治山事業による荒廃森林の復旧

：森林経営管理制度による森林の適正な整備・管理の促進

：山地防災講習会の実施

：ナラ枯れ被害木の駆除又は健全木の予防への支援



令和元年東日本台風災害に対する復旧状況（佐野市）

左：被災時 右：復旧後



小学生を対象とした山地防災講習会（下野市）



ナラ枯れ被害の状況（栃木市）

左：枯れて赤くなった被害木 右：カシノナガキクイムシによる穿孔とフラス（木屑等）

（２）次世代につなぐ元気な森づくり

森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林法に基づき森林計画制度、保安林制度及び林地開発制度を適正に運用しています。

また、本県の特徴である里山林を保全するため、地域提案による身近な里山林の整備を支援し、継続的な管理や活用を促進しています。

☆主な取組：保安林制度や林地開発制度の適正な運用

：とちぎの元気な森づくり里山林整備事業による支援



大規模林地開発許可・太陽光発電施設（佐野市）



里山林の整備（壬生町）